

平成22年(ネ)第1779号 損害賠償請求控訴事件

控訴人(一審原告) [REDACTED] 外

被控訴人(一審被告) 株式会社読売新聞東京本社 外

証拠説明書(10)

平成22年9月15日

東京高等裁判所 第23民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 瀬戸 和宏

同 白井 晶子

外

書証番号	証拠の標目	原・写	作成日付	作成者
立 証 趣 旨				
甲G84	財団法人新聞広告審査協会のホームページ	写し	HH22/9/11 (WEBページ印刷日)	財団法人新聞広告審査協会
<p>1 広告審査は「虚偽・誇大な広告から消費者を守る」こと、「消費者との接点で行われるもの」であること。(設立趣旨、運営の基本))</p> <p>2 財団法人新聞広告審査協会の審査結果は、新聞社を拘束せず、「広告掲載の可否判定の責任はそれぞれ媒体社が負う」と記載されており、報告を受けてさらに審査を行うべきかどうかは、各新聞社の独自の判断でなされるべきものであることが明示されていること。(運営の基本、広告の調査と審査)</p>				